

第12回  
西宮市子ども・子育て会議

【資料集】

資料1

資料2

資料3

資料4

## 資料集 目次

【資料1】 会長及び副会長の選任について	・・・ 1
【資料2】 西宮市子ども・子育て会議の概要及びこれまでの主な審議事項	・・・ 10
【資料3】 今後の審議予定事項	・・・ 11
【資料4】 部会及びワーキンググループの設置と今後のスケジュール	・・・ 14

## 議事（１）会長及び副会長の選任について

### 1 条例・要綱等

#### 1) 西宮市附属機関条例（抄）

（設置）

第1条 別に条例に定めるもののほか、別表根拠規定の欄に掲げる規定に基づき、執行機関又は地方公営企業の管理者（以下「執行機関等」という。）の附属機関として、同表附属機関の欄に掲げる附属機関を設置する。

（委員）

第2条 附属機関の委員の定数は、別表委員総数の上限の欄に掲げる数以内とする。

2 委員は、別表構成の欄に掲げる者のうちから当該附属機関の属する執行機関等が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。

4 委員は、2回を限度として再任することができる。ただし、当該附属機関の属する執行機関等においてやむを得ないと認める場合に限り、4回を限度として再任することができる。

5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（附属機関の運営）

第3条 附属機関に会長及び副会長を置き、会長及び副会長は、当該附属機関において、委員の互選により定める。

2 会長は、当該附属機関を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 附属機関の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。ただし、会長及び副会長を互選する会議は、当該附属機関の属する執行機関等が招集する。

5 附属機関は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

6 附属機関の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（第4条～第39条 省略）

（西宮市子ども・子育て会議の特例）

第39条の2 西宮市子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 第3条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第4項ただし書中「会長及び副会長」とあり、並びに同条第2項、第3項及び第4項本文中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第3項中「副会長」とあるのは「あらかじめ部会長の指名した委員」と読み替えるものとする。

4 西宮市子ども・子育て会議は、部会の決議をもって西宮市子ども・子育て会議の決議とすることができる。

(第40条～第47条 省略)

(意見聴取等)

第48条 附属機関は、必要と認めるときは、関係行政機関の職員その他議事に関係のある者に対し、出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第49条 附属機関の委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(補則)

第50条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、その属する執行機関等又は当該附属機関が定める。

(付則 省略)

別表(第1条、第2条、第22条、第29条、第44条、第47条関係)(子ども・子育て会議部分のみ抽出)

附属機関の属する執行機関等	根拠規定	附属機関	担当事務	委員総数の上限	構成
市長	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項	西宮市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務についての調査及び審議	20人	子どもの保護者 事業主の代表者 労働者の代表者 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 子ども・子育てに関し優れた識見を有する者

## (参考) 子ども・子育て支援法

(市町村等における合議制の機関)

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。

二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

## 2) 西宮市子ども・子育て会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市附属機関条例（平成25年西宮市条例第3号。以下「条例」という。）第50条の規定に基づき、西宮市子ども・子育て会議（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会議の公開)

第2条 会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、審議会の決議により非公開とすることができる。

(1) 西宮市情報公開条例（昭和61年西宮市条例第22号）第6条各号に該当すると認められる事項の調査及び審議をするとき

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められるとき

2 会議の傍聴を希望する者は、別記様式により西宮市子ども・子育て会議傍聴申請書を会長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 会長は、傍聴希望者が、第5項の規定による退場を命じられたことがある等会議の円滑な進行を妨げるおそれのあるものと判断するときは、前項の許可をしない。

4 会長は、傍聴希望者が多数ある場合は、傍聴者の人数を制限することができる。この場合、第5条に規定する課（以下「事務局」という。）において、あらかじめ、会場の状況等により傍聴可能な人数を決め、希望者が当該人数を超えた場合は、抽選により傍聴者の人数を調整するものとする。

5 会長は、傍聴者が次の各号のいずれかに該当する場合は、傍聴者の退場を命ずることができる。

(1) 会議の秩序を乱し、又は妨げとなるような行為をするとき

(2) 許可なく、写真又はビデオ等による撮影、録音をするとき

(3) 会議の過程で会議が非公開とされた場合で、事務局の指示に従ってすみやかに退場しないとき

(4) 前3号に掲げるもののほか、会議の円滑な進行を図るため、会長が指示する事項に従わないとき

(会議録の調製)

第3条 会長は、会議録を調製し、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 会議の開催日時及び場所

(2) 出席した委員の氏名

(3) 会議の内容

(4) その他会議において必要と認めた事項

(ワーキンググループの設置)

第4条 審議会は、会議の進行を円滑に進めるため、審議会とは別にワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループの設置及び運営に必要な事項は別に定める。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、こども支援局新制度推進部新制度推進課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年8月21日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

西宮市子ども・子育て会議 傍聴申請書

年 月 日

西宮市子ども・子育て会議 会長 様

申請者住所：

申請者氏名：

連絡先電話：

下記の注意事項を確認のうえ、西宮市子ども・子育て会議の傍聴を申請します。

※注意事項

- 1 傍聴希望者多数の場合、傍聴者を制限することがあります。
- 2 次のいずれかに該当する場合は、退場を命じます。
  - (1) 会議の秩序を乱し、又は妨げとなるような行為をするとき
  - (2) 許可なく、写真又はビデオ等による撮影、録音をするとき
  - (3) 会議の過程で会議が非公開とされた場合で、事務局の指示に従ってすみやかに退場しないとき
  - (4) (1) から(3) に掲げるもののほか、会議の円滑な進行を図るため、会長が指示する事項に従わないとき
- 3 上記2により退場を命じられた場合、次回以降の西宮市子ども・子育て会議の傍聴は許可されません。



### 3) 西宮市参画と協働の推進に関する条例（抄）

（附属機関等）

第11条 市の機関は、附属機関その他意見を求める機関（以下「附属機関等」という。）の委員を選任するときは、次の基準に従うよう努めるものとする。

(1) 幅広い分野の中から適切な人材を選任すること。  
(2) 公募により選任する委員（以下「公募委員」という。）を含めること。ただし、法令等の規定により委員の構成が定められている場合その他公募委員を選任しないことに合理的な理由がある場合は、この限りでない。

2 市の機関は、附属機関等の委員を選任したときは、その氏名、年齢、職業、任期等を公表するものとする。ただし、公表しないことに合理的な理由があるときは、この限りでない。

3 附属機関等の会議（以下「会議」という。）は、公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 法令等の規定により公開しないこととされている場合

(2) 会議の内容が個人情報にかかわるものである場合その他公開しないことに合理的な理由がある場合

(3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合

4 市の機関は、会議を開催する場合は、あらかじめ開催日時、場所等を公表するものとする。ただし、緊急を要する場合その他公表しないことにやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

5 市の機関は、会議を開催したときは、会議録を作成し、公表するものとする。ただし、会議録に西宮市情報公開条例（昭和61年西宮市条例第22号）第6条各号に規定する非公開情報が記録されている場合は、この限りでない。

### 4) 西宮市情報公開条例（抄）

（公開義務）

第6条 実施機関は、公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）があつたときは、次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、公開請求をした者（以下「請求者」という。）に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 法令若しくは条例の定めるところにより又は実施機関が法律上従う義務を有する国の機関等の指示により、公にすることができない情報

(2) 通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる個人に関する情報で、特定の個人が識別されうるもの。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。

(3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、人の生命、身体若しくは健康に危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の財産若しくは生活若しくは環境に重大な影響を及ぼすおそれのある違法若しくは著しく不当な事業活動に関する情報を除く。

(4) 市と国、地方公共団体その他公共団体（以下「国等」という。）との間の協議依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報で、公開することにより、当該国等との協力関係又は信頼関係を著しく害すると認められるもの

(5) 市の内部又は市と国等との間における調査、検討、審議、企画等の意思形成過程に関する情報で、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 市又は国等が行う立入検査、試験、入札、交渉、渉外、争訟、人事その他の事務事業に関する情報で、公開することにより、当該事務事業又はこれと同種の事務事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生じるおそれのあるもの

(7) 公開することにより、人の生命、身体若しくは財産等の保護、公共の安全又は秩序の維持に支障を及ぼすと認められる情報

## 5) 西宮市子ども・子育て会議ワーキンググループ設置運営要領

(目的)

第1条 この要領は、西宮市子ども・子育て会議運営要綱（以下「要綱」という。）第4条第2項の規定に基づき、西宮市子ども・子育て会議ワーキンググループ（以下、「ワーキンググループ」という。）の設置及び運営に関して必要な事項を定める。

(設置)

第2条 西宮市子ども・子育て会議（以下「審議会」という。）の課題整理及び資料整理等を行い、審議会の会議を円滑に進めるため、別表ワーキンググループの欄に掲げるワーキンググループを設置する。

(所掌事務)

第3条 ワーキンググループは、別表担任事項の欄に関する次に掲げる事務について意見を交換する。

- (1) 審議会で調査及び審議する事項の課題整理
- (2) 審議会で審議するための資料整理
- (3) その他審議会の会議を円滑に進めるために必要な事項

(構成員等)

第4条 ワーキンググループは、審議会委員の中から審議会の会長が指名する者で構成する。

2 ワーキンググループに座長を置き、座長は、構成員の中から審議会の会長が指名する。

3 座長は、当該ワーキンググループを召集し、意見交換を進行し、及びとりまとめる。

4 座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、座長が指名する構成員その他の者がその職務を代理する。

5 座長は、必要があると認めるときは、審議会委員以外の者をワーキンググループの会議に呼び、意見を聴くことができる。

(ワーキンググループでの意見)

第5条 ワーキンググループにおける意見交換の結果は、審議会の決議を拘束しない。

(非公開)

第6条 ワーキンググループは、構成員の公正かつ円滑な意見交換のため、非公開とする。

(庶務)

第7条 ワーキンググループの庶務は、こども支援局新制度推進部新制度推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、平成25年8月21日から施行する。

付 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

別表

ワーキンググループ	担任事項
評価検討ワーキンググループ	西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画） の評価に関する事項 西宮市子ども・子育て支援事業計画の評価方 法の検討・評価に関する事項

## 議事（2）西宮市子ども・子育て会議の概要とこれまでの主な審議事項

### 1 西宮市子ども・子育て会議の概要

- 1 学識経験者、子ども・子育て支援事業の関係者、事業主の代表、労働者の代表、子どもの保護者で構成され、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について調査審議する機関。
- 2 子ども・子育て支援法では、各市町村における設置が努力義務となっているが、ほとんどの市町村で設置されており、西宮市では平成 25 年 8 月から設置。
- 3 平成 25 年度から平成 26 年度にかけては、平成 27 年 4 月から施行される子ども・子育て支援新制度に向けて、子ども・子育て支援事業計画の策定や各種基準の制定等に関する審議を行った。  
また、円滑に審議を進めため、西宮市子ども・子育て会議とは別に 2 つのワーキンググループを設置。

### 2 これまでの主な審議事項

		審議事項
平成 25 年度	本会議 (年 3 回開催)	①子ども・子育て支援事業計画作成のため、以下について審議 ア：市民向けアンケート調査の内容 イ：基本理念 ウ：提供区域の設定 ②ワークショップ、グループインタビューの実施 ③基準等WGの報告 ④評価検討WGの報告
	基準等検討WG (年 2 回開催)	以下の基準の条例化に向けて審議 ア：支給認定基準 イ：放課後児童健全育成事業の設備・運営基準 ウ：地域型保育事業の認可基準 エ：幼保連携型認定こども園の認可基準
	評価検討WG (年 2 回開催)	西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価
平成 26 年度	本会議 (年 8 回開催)	①子ども・子育て支援事業計画作成のため、以下について審議 ア：教育・保育の量の見込み及び確保方策 イ：地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策 ウ：西宮市子ども・子育て支援事業計画の素案 ②教育・保育施設及び地域型保育事業の確認 ③基準等WGの報告 ④評価検討WGの報告
	基準等検討WG (年 3 回開催)	①以下の基準の条例化に向けて審議 ア：地域型保育事業の認可基準 イ：幼保連携型認定こども園の認可基準 ウ：確認に関する基準 ②利用者負担額
	評価検討WG (年 2 回開催)	西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価

## 議事（3）今後の審議予定事項

### 1 審議予定事項の内容

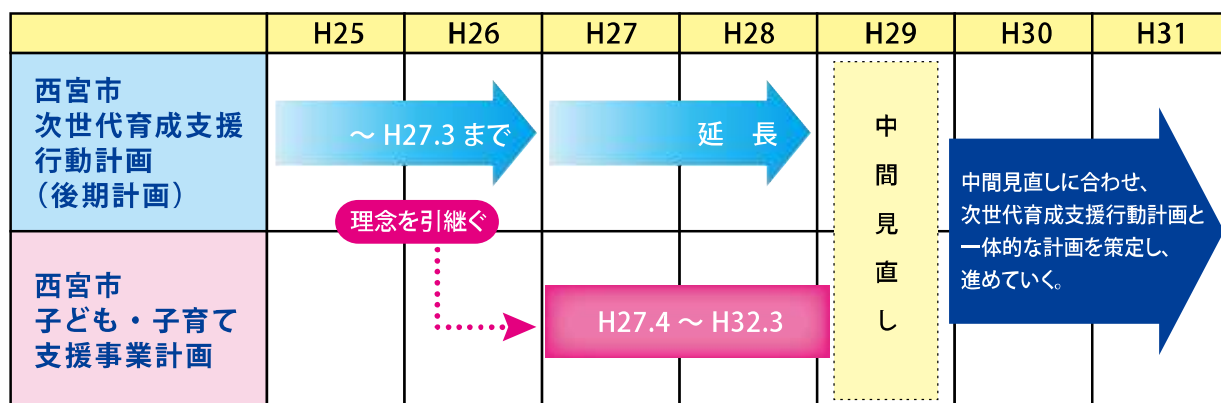
#### 1) 西宮市子ども・子育て支援事業計画と西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）との一体化に向けた検討

これまで本市では、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「西宮市次世代育成支援行動計画（前期：H17～H21、後期：H22～H26）」（以下、次世代計画。）を策定し、子育て支援施策を推進してきた。

さらに、平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」に基づき、平成 26 年度末には、「西宮市子ども・子育て支援事業計画（H27～H31）」（以下、事業計画。）を策定した。

次世代計画が、少子化対策及び次世代育成支援対策の方向性や目標を包括的に定めた幅広い計画であったことに対し、事業計画は、特定の事業に関する事業量や目標値を定めた計画となる。

こうしたことから本市では、事業計画を策定する際に、次世代計画のうち、事業計画における国の基本指針で必須記載事項と定められている事業については、事業計画に位置付け、それ以外の事業は、次世代計画をそのまま延長して、平成 29 年度に予定している事業計画の中間見直しの際に、次世代計画で定める事業を整理した上で、一体的な計画として見直すこととした。



#### 【一体化に向けた主な審議事項】

##### 1 施策体系について

取り組むべき課題を整理し、子育て支援施策をさらに推進していくために大きな柱となる施策体系を国の基本指針を踏まえて設定する必要がある。

※西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）では、以下の6つの柱を設定。

- ①地域における子育てを支えるまちづくり
- ②母と子の健康を支えるまちづくり
- ③子育てと仕事の両立を支えるまちづくり
- ④教育環境の充実と健全育成のまちづくり
- ⑤子育て家庭にやさしいまちづくり
- ⑥子どもの権利と安全を守るまちづくり

##### 2 西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）の検証について

計画の実施状況及び評価を踏まえ、事業や課題等の検証を行う必要がある。

### 3 子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項について

西宮市子ども・子育て支援事業計画を策定する際に、国が定める必須記載事項と任意記載事項のうち、必須記載事項のみを記載した計画を策定し、平成 29 年度に予定する中間見直しに合わせて、西宮市次世代育成支援行動計画と一体的な計画を策定する中で、任意記載事項については、計画に盛り込むべきか検討することとなった。

そのため、国が定める以下の任意記載事項について、計画への記載等を検討する必要がある。

- ①産後の休業及び育児休業後における教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
- ②子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- ③労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

### 4 アンケート調査、グループインタビュー、ワークショップから得た市民ニーズ等の検討について

西宮市子ども・子育て支援事業計画を策定する際に、市民の意見を反映させるため、アンケート調査（平成 25 年 11 月～12 月）や、グループインタビュー（平成 26 年 1 月～2 月）、ワークショップ（平成 26 年 1 月）などを実施した。

アンケート調査等で得た「子どもだけで安心して遊べる場所づくり」、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制の整備」、「経済的支援の充実」等の多様な市民ニーズについては、西宮市子ども・子育て支援事業計画が個別の事業に関する事業量や目標値を定めた計画であるため、中間見直しの際に計画への記載等を検討することとした。

そのため、西宮市次世代育成支援行動計画との一体的な計画を策定する中で検討する必要がある。

### 5 計画に記載する事業等の決定について

1～4での審議を踏まえ、計画に盛り込むべき事業を選定する。

### 6 量の見込み及び確保方策の見直しについて

西宮市子ども・子育て支援事業計画で定める各事業の量の見込み及び確保方策について、利用状況や実施状況等を踏まえ、見直しを図る。

## 2) 西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価、西宮市子ども・子育て支援事業計画の評価方法の検討・評価

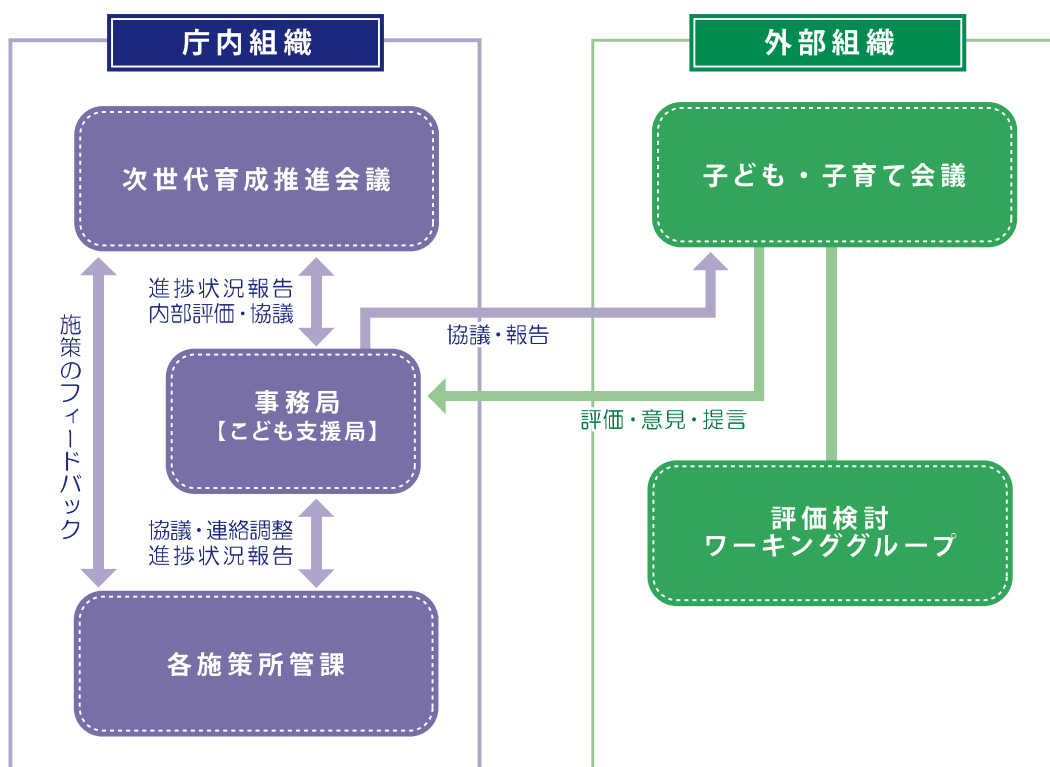
### 1 西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価

各年度の実績に基づき、計画に位置付けている事業の評価を行う。

### 2 西宮市子ども・子育て支援事業計画の評価方法の検討

西宮市子ども・子育て支援事業計画は、PDCAサイクルに基づいた計画の着実な推進を図ることから、実施状況等について、西宮市子ども・子育て会議で進捗状況を報告し、第三者的な立場から評価・意見・提言を受けることとしている。平成28年度から前年度の評価を開始するため、平成27年度中に評価方法等を検討する必要がある。

#### 【計画の推進体制（イメージ）】



## 3) 確認事務

子ども・子育て支援新制度では、認可を受けた施設・事業者が給付などの支援対象となるためには、市町村から“確認”を受ける必要がある。

市町村は、“確認”を行うにあたって、利用定員を設定しようとする際に、あらかじめ子ども・子育て会議の意見を聴かなければならないとされている。

本市では、確認部会において子ども・子育て会議における意見聴取を行うこととなり、今年度は以下の場合が想定される。

1 新規に教育・保育施設もしくは地域型保育事業を整備・認可等した場合の利用定員の設定。

2 市外で認可・確認を受けた地域型保育事業で、本市の確認を受けていない地域型保育事業を本市の市民が利用する場合の利用定員の設定。

## 議事（４）部会及びワーキンググループの設置と今後のスケジュール

### 1 会議の進め方

今年度もこれまでと同様に西宮市が示す案に対して、意見を述べていただく形で会議を進行する。

		審議内容
西宮市子ども・子育て会議		①西宮市子ども・子育て支援事業計画と西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）との一体化に向けた検討 ②評価検討ワーキンググループの審議内容
	確認部会	○確認事務 ※部会での審議をもって、西宮市子ども・子育て会議での審議とする。
	評価検討ワーキンググループ	①西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価 ②西宮市子ども・子育て支援事業計画の評価方法の検討・評価

#### 【構成委員】

50音順・敬称略

氏名	所属団体・役職名等	西宮市子ども・子育て会議	確認部会	評価検討ワーキンググループ
石川 徳二	西宮市青少年愛護協議会 甲東地区青少年愛護協議会会長代行	○		
岩本 佳菜子	西宮市PTA協議会 副会長	○		
内田 澄生	西宮市保育協議会 会長	○		
奥野 隆一	佛教大学社会福祉学部 教授	○		
梶井 政裕	西宮市私立幼稚園連合会 副理事長	○		
北岡 良恵	西宮市民生委員・児童委員会 理事	○		
木田 聖子	株式会社チャイルドハート 代表取締役社長	○		
木下 浩昭	兵庫県西宮こども家庭センター 所長	○		
久城 直美	西宮労働者福祉協議会 特別理事	○		
倉石 哲也	武庫川女子大学文学部 教授	○		
高野 直樹	株式会社TAT 代表取締役社長	○		
高畑 幸代	公募委員	○		
橋本 祐子	関西学院大学教育学部 教授	○		
林 真咲	地域子育て支援センターつぼみのひろば センター長	○		
東野 弘美	西宮市地域自立支援協議会こども部会 部会長	○		
前田 正子	甲南大学マネジメント創造学部 教授	○		
松村 真弓	転勤族ママ&キッズ探検隊 in 西宮 代表	○		
宗行 孝之介	公益財団法人神戸YMCA西宮YMCA 館長	○		
村山 千春	公募委員	○		



## 2 西宮市子ども・子育て会議等における審議スケジュール（予定）

	平成 27 年度				平成 28 年度					
	10月	11月	1月	3月	5月	7月	8月	10月	11月	1月
西宮市子ども・子育て支援事業計画（事業計画）と 西宮市次世代育成支援行動計画（次世代計画）の一体化										
1 施策体系			○	●						
2 次世代計画の検証			○	●						
3 事業計画の任意記載事項					○	●				
4 アンケート調査等から得た 市民ニーズ等の検討					○	●				
5 計画に記載する事業等の決定							○			
西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価 西宮市子ども・子育て支援事業計画の評価方法の検討・評価										
子ども・子育て会議での審議			●							●
評価検討ワーキンググループでの審議	○	●						○	●	
確認部会				●						

H28.7 から H29.7 にかけて複数回の開催を予定

	平成 28 年度		平成 29 年度							
	2月	3月	5月	7月	8月	10月	11月	1月	2月	3月
西宮市子ども・子育て支援事業計画（事業計画）と 西宮市次世代育成支援行動計画（次世代計画）の一体化										
5 計画に記載する事業等の決定				●						
6 量の見込み及び確保方策 の見直し			○	○	●					
計画（素案）				○	●					
計画全体の審議			○	○	○			○	●	
西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価 西宮市子ども・子育て支援事業計画の評価										
子ども・子育て会議での審議								●		
評価検討ワーキンググループでの審議						○	●			
確認部会		●								●

※1 ○＝審議、●＝審議終了（確定）

※2 確認部会は、事案が生じれば随時開催する。

3月には、子ども・子育て会議との合同開催とし、新設保育所や新制度に移行する幼稚園等の確認を行う。